

イデオロギーの問題となった集団自決という言葉の意味

— 「軍民一体意識」の形成をめざす国防族—

石原昌家

はじめに — 問題の所在

沖縄戦認識の分岐点

今日、沖縄戦における住民の集団自決という言葉が、イデオロギーの問題として決定的に重大化した。2007年3月31日、「教科書記述の集団自決」から軍関与（日本軍による命令・強制）が削除されるという「教科書検定意見」を新聞が報じた。それを機に、沖縄の新聞をはじめ全国のマスメディアが一斉に住民の「集団自決における軍命令の有無」をめぐる形でそれを取り上げている。それは、新聞だけでなく、テレビ、ラジオ、各種雑誌、単行本を舞台にして論じられている。しかも、同年9月29日には、宜野湾海浜公園でその「検定意見撤回」を要求する県民大会が超党派によって実施され、11万人余が会場を埋め尽くすという空前の日本政府への抗議集会となったのである。

62年前の沖縄戦における「軍命令の有無」をめぐる、これほどマスメディアが大キャンペーンを展開し、それによって世論が喚起されたということは重大な問題が内包しているからであろう。それは今後さまざまな角度から論じられていくであろう。

本論では、これらの問題を論じるにあたって、最も基本的な集団自決という言葉が、沖縄戦以後、どのような意味を付与されて、使用されはじめたかということをもとに「沖縄戦書き換えの法律」ともいえるべき「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（以後、「援護法」と略記）とその解説書、琉球政府文書、国立国会図書館発行の文書などで解明していきたい。

そのイデオロギーの問題となった集団自決という言葉を理解するにあたって、沖縄戦というのはどのような戦闘であったかということをもとにすることが最も重要である。

すなわち、沖縄戦というのは、

- (一) 戦闘中一貫して日本軍と住民が共に敵と戦った軍民一体の戦闘であり、なかには住民が日本軍の足手まといにならないように「集団自決」という形の玉砕精神で「自らの命を絶って」尊厳死・殉国死するほどの戦闘であったと認識するのか、
- (二) 当初、軍民一体という形で戦闘に突入したが、日本軍が軍事機密漏えい防止などという軍事優先の結果、兵士同様軍事機密を知っている住民に対しても、敵への投降を絶対に許さず、軍は住民を守るどころか、直接殺害したり死に追い込んだり、すなわち住民が「自らの命を絶たされたり」（強制集団死）した戦闘であったと認識するのか、というのが沖縄戦認識の決定的分岐点になる。

沖縄戦の真実

筆者は、1970年から今日まで、沖縄住民の数千人に及ぶ戦争体験を直接聞き取りしてきた証言と日本軍部の史実資料に即して、(二)の認識に至っている。

戦前の新聞、とくに沖縄戦直前、沖縄戦中の新聞などを読み込んでいくと、軍国主義・皇民化教育の結果、沖縄住民も強固な「軍民一体」・「天皇のために死ぬ」意識が形成されているのは自明のものと受け止めても当然という印象をうける。しかし、日本軍部は、徴兵業務を通して沖縄住民の心根は軍事思想に乏しく、皇室国体（＝天皇を中心とした国家体制）の観念が徹底していなくて、「国家意識が希薄」であるので「国家存亡の危機意識」も薄いと把握していた。それゆえに外国に占領されるような事態が生じた場合は、やすやすとそれを受け入れるだろうと沖縄住民の予測される行動を分析していた。つまり、日本軍部は徴兵業務が開始された明治期から一貫して沖縄住民に対する不信感を抱いていたことは、防衛省防衛研修所戦史室所蔵の日本軍部の数々の極秘文書が示している。1944年3月22日に創設された第32軍が、沖縄に移駐したとき戦力が決定的に不足していたために、日本軍部が皇民化教育・軍国教育が浸透していないので「信用できない」という沖縄住民と「同居・雑居」せざるを得なくなったうえに、「陣地構築」にも動員せざるを得なくなった。国家にとっての最高の機密は、「軍事機密」である。つまり、日本軍部は、信用できない沖縄住民との「軍民雑居」によって軍の編成・動向と軍の兵力配備状況という「最高の軍事機密」を知られてしまったのである。したがって、第32軍が全軍部隊にしきりに「防諜に厳に注意すべし」という警告を発している。そのうえに第32軍は昭和19（1944）年11月18日に、県民指導方針として「軍官民共生共死ノ一体化」を出し、地上戦に突入したとき、住民は軍との「共死」が前提にされてしまった。それは敵軍に保護・捕虜となった住民からの「軍事機密の漏えいを防止」するためであった。しかも、地上戦突入後の昭和20（1945）年4月9日、第32軍は「爾今軍人軍属ヲ問ハズ標準語以外ノ使用ヲ禁ズ 沖縄語ヲ以テ談話シアル者ハ間諜トミナシ処分ス」という「沖縄住民総スパイ視」といっても過言ではない命令を出した。地上戦闘下の状況で日本軍部のいう「処分す」という言葉は、「殺害する」という意味である。

そして米軍が800万枚飛行機から沖縄上空へ撒布したという投降勧告ビラにたいして、日本軍は「妄ニ之ヲ拾得私有シ居ル者ハ敵側『スパイ』ト看做シ銃殺ス」（1945年6月15日付沖縄県平和祈念資料館所蔵資料）と、絶対に投降を許さないという方針を打ち出していた。それは、「軍事機密」を知っている非戦闘員である一般住民も兵士同様に「投降を絶対に許さない」という方針を示すひとつの証拠資料である。つまり、日頃、「鬼畜米英」と究極の恐怖心を植え付けられている米軍が、住民の想像を絶する猛爆撃を加えつつ沖縄へ上陸しても、その背後には自分たちを守ってくれると当初信じていた自国軍隊が、絶対に投降を許さない恐ろしい存在として立ち現れたのである。

すなわち、米軍上陸後は住民にとって前門のトラ（鬼畜米英軍）と後門のオオカミ（自国軍・日本軍）という状況で、住民にとっては絶体絶命の絶望的状況のなかで、ひとつのき

っかけで親子・友人・知人同士で殺し合うという形の集団死が発生したのである。当時、住民の行動を律していたのは軍国主義、皇民化教育、「共同体の同調圧力」などであったが、現実の「前門のトラ」「後門のオオカミ」という状況下では、極度の恐怖心が住民を支配していたのである。母親が我が子を殺すほどの「一億玉砕」の精神が浸透していたとしたら、「鬼畜米英」に捕らわれたときこそ、死ぬときであった。しかし、筆者はこれまでの数千人の沖縄住民からの聞き取り調査で、「玉砕精神」の発露で死を選んだという証言を聴いたことがない。したがって、その死（強制集団死事件）の原因を軍国主義、皇民化教育、「共同体の同調圧力」に求めるのは、日本軍のとった作戦（＝戦争犯罪・戦争責任と称してよい）を免罪することになるのである。そこで、集団自決という言葉そのものが、戦争責任を免責する言葉として、政府・国防族、「歴史修正主義グループ」は意識的に使用し始めたのである。その真の意図は、有事法制下で臨戦体制の日本国民に「軍民一体」意識を形成することにある。¹

誤解を生んだ沖縄戦認識

しかしながら、こんにち、前者（一）の特質である「集団自決」と後者（二）の特質である「住民殺害」・「強制集団死」という沖縄戦認識を併せもったり、（二）の沖縄戦認識をもちながら、沖縄戦の特質を（一）で使用している「集団自決」という言葉を用いたり、とくに、この問題が浮上して以降、沖縄地元新聞等では、集団自決（強制集団死）などと、（一）と（二）のそれぞれの特質の言葉を合わせて書き、さらに同紙面で集団自決のみの記述になったり、

ますます、沖縄戦の認識に誤解と混乱を招く事態に陥らせているのが現状である。

じつは、このような沖縄戦認識の混乱の要因は、戦後間もない時期から発生していたが、それについては当事者でさえ、あまり認識していない。そのような事態を招いたのは、まずは、「援護法」の沖縄への適用を拡大させていった日本政府である。しかし、その沖縄への適用拡大を要請したのは、沖縄住民である²。当初、沖縄住民の沖縄戦認識は（二）であったにもかかわらず、「援護法」の適用にあたっては、必然的に（一）の沖縄戦認識で「申立書」を書かざるを得なくなったのである。したがって、戦後沖縄では、一般には（二）の沖縄戦認識を持ちながら、（一）で使用する集団自決という言葉を用いてきたのである。

つまり、1960年前後、沖縄では集中的に「援護法」適用申請のため、日本軍に殺害されたり死に追い込まれたという（二）の沖縄戦認識を持ちながら、「軍民一体の戦闘」だったという（一）で「申立書」を書いてきたのである。そこで、沖縄住民は、沖縄戦の書き換えをその時点で日本政府によって強いられたといえる。

¹ 石原昌家「書き換えられた沖縄戦」（『世界』7月号、岩波書店、2007年67－77頁）参照。

² 石原昌家「『援護法』によって捏造された『沖縄戦認識』－『靖国思想』が凝縮した『援護法用語の集団自決』－」（沖縄国際大学社会文化研究vol.10.No.1 2007年3月 参照

ところが、1970年前後から『沖縄県史』の「沖縄戦記録」にあたって、行政主導の聞き取り調査によって、沖縄住民は一斉に沖縄戦の真実を語りだし、(二)の沖縄戦認識が一般に共有されたが、言葉として「集団自決」の使用が一般化したということである。

沖縄戦認識の深化

しかし、自明とされてきた住民の集団自決という表現は、沖縄戦の本質を見誤らせることになる、と認識させたのが、まったく意外なことに日本政府だった。それは1965年から教科書検定の違憲訴訟を起こしていた家永三郎教授が、1983年、自著の「高校日本史」の改訂検定にあたって、文部省（現文部科学省）の教科書検定官に日本軍の住民殺害の記述の前に、「集団自決を書き加えるように」という修正意見（事実上の命令）を付けられたところから、政府の意図せざる結果として住民の視点による沖縄戦の研究が深められる端緒が開かれることになったのである。家永教授は政府のいう集団自決というのは、日本軍の住民殺害のなかに含まれると捉えていた。しかしながら、殉国死を意味する集団自決と住民殺害を並列に書かされたことで、国を相手に訴訟を起こしたのが、「第三次家永教科書訴訟」（沖縄戦に関する部分）だったのである。それまでは、沖縄でさえ沖縄戦の特徴といえ、集団自決と住民殺害だと並列していた認識を改めさせたのが、家永三郎教授だった。

その家永教授の提訴した裁判を受けて、沖縄戦の研究が深められることになった。しかし、その研究の成果が、いまだに教科書執筆者、研究者、マスコミをはじめ沖縄でも一般に共有されていない。この状況に付け込んで、日本政府・国防族や歴史修正主義グループが、有事法制下の日本で「軍民一体意識」の形成をめざし、国内戦を想定した「国民保護法」の推進のために、沖縄戦＝集団自決＝尊厳死・殉国死＝日本人の鑑³（日本人の手本）として一大キャンペーンに乗り出している。集団自決という言葉がイデオロギーの問題として重大化したというのはこの点にある。

本論では、資料に基づきながら、集団自決という言葉をめぐる誤解と混乱が生じている状況の発生要因を明らかにしていく。

そして沖縄戦での住民の集団自決という言葉がイデオロギーの問題となった原因を解明する。

1 沖縄戦における集団自決という言葉の意味は何か

まず、集団自決ということばでの「自決」について辞書はどのように説明しているかを、国語辞典で確認しておこう。

³ 大田實海軍中将の「沖縄県民かく戦えり」は「沖縄県民が戦争の被害者だから、特別の御高配を賜らんことをと述べたわけではない。誇り高く、戦い、斃れた、日本人の鑑として、軍民とも英雄、英霊の島として、発せられた言葉ではなかったのか。慶良間諸島の集団自決も、その延長線上にあったのではないのか…集団自決で散華された皆さんを軍国主義に騙された戦争犠牲者として片付ける戦後日本と沖縄に、私は怒りすら覚えるのである」（水島総「妄説に断！渡嘉敷島集団自決に軍命令はなかった」『正論』2006年11月号 産経新聞社

「(軍人などが) 自殺すること」(学研国語大辞典)、「責任をとって自殺すること」(角川類語新辞典)、「責任を感じて自殺すること」(岩波国語辞典)、「主義主張を貫いたり責任をとるため自殺すること」(スーパー大辞林) などとある。当然辞書にはさまざまな説明の仕方があるが、終戦直後に戦争指導者が「自決した行為」は、上記の辞書の説明が適切である。

ところで、「集団自決」ということばは、現在、用例としてあげている辞書(小学館大辞泉)も存在する。これは軍人が集団で自決したという状況を説明するために、新聞記者の造語が一般化した可能性がある。それを推測させる新聞記事が『福島民報』である。そこには沖縄戦のさなかに大本営に戦闘模様を報告するために沖縄脱出に成功したという二人の将校の談話を紹介する記事の見出しとして、集団自決ということばが登場している。

昭和二十年七月三十日付の「福島民報」(毎日新聞 讀賣報知 朝日新聞)の一面記事トップ見出しは「沖縄はかく戦った 両将校の脱出報告 比なし軍の精鋭度 敵物量を越え大出血へ」と書かれていて、つぎに、「祖国の必勝信じ 重傷者は集団自決」という見出しのもとに、その集団自決を意味する内容が次のように記述されている。(旧漢字は新漢字に引用者が直した)。

個人の精鋭度だがこれは自決の状況が何よりも雄弁に示してゐる。第一線の或る部隊の如きは重傷か然らずんば死であったが、しかも重傷者の一人を後方野戦病院に搬送するには数名の兵を要した かうした認識下重傷者は口を揃へていふのだった。私一人のために第一線から数名の兵隊を割いて部隊の作戦行動に影響しては申訳ありません。私はどうでもいゝのですからどうか第一線で頑張ってください。そして重傷者は数人ずつ、車座になり 中に一人が入って手榴弾を爆破し文字通り一蓮托生の壮絶な自決を遂げ従容として盡忠の大義に生きてゆくのであった。この鬼神も哭く見事な最期はこれこそ日本陸軍の精鋭度を端的に現したものであった

上記の「盡忠の大義に生きてゆく」という表現は、天皇のために死ぬという意味であり、軍人を美化した用語として戦時中に「集団自決」という言葉が新聞に登場していたのである。この記事内容は他紙にも掲載されているが、管見によれば「集団自決」という見出しは付いてない。「福島民報」の記者が集団で自決したという文面から、集団自決という表現を思いついた可能性が高い。

沖縄では、戦後4年目の1949年に取材、執筆して翌50年に発行した『鉄の暴風』(沖縄タイムス社刊)で初めて、集団自決という用語が用いられた。その本は「客観的・中立的立場」で報道している新聞社の発行ということで、「慶良間島の強制集団死事件」もそこで使用されている集団自決という言葉が一般的に使用され始めたと考えてよい。

その点についてはその執筆者だった太田良博元沖縄タイムス記者自身が、曾野綾子との論争で、次のように述べている。

集団自決という言葉について説明しておきたい。『鉄の暴風』の取材当時、渡嘉敷島の人たちはこの言葉を知らなかった。彼らはその言葉を口にするのを聞いたことがなかった。それもそのはず「集団自決」という言葉は私が考えてつけたものである。島の人たちは、当時、「玉砕」「玉砕命令」「玉砕場」などと言っていた。「集団自決」という言葉が定着した今となって、まずいことをしたと思っている。この言葉が、あの事件（引用者注：渡嘉敷島強制集団死事件）の解釈をあやまらしているのかも知れないと思うようになったからである。⁴

玉砕と同義語の自決という言葉は、沖縄戦の最中でも、兵士が住民に対して使用していた。日本軍に「救護班」（救急看護）という名目で戦場動員された少女達でさえ、白兵戦に近い状態になったとき、一発は敵に投げつけ、もう一発は「自決用に」と、二個の手榴弾を渡されたという証言が多々ある。兵士と戦場で行動を共にしていた住民にとって、兵士同様に自決ということばを使用することは自然の成り行きであった。したがって、住民の戦争体験を数多く聞き取りしてきた筆者にとっても、なんの違和感もなくそのことばを使用してきた。それゆえに「福島民報」の見出し記事で使われた「集団自決」という言葉同様に、期せずして太田良博元沖縄タイムス記者が「集団自決」という言葉を思いついたとしても不思議ではない。しかし、当の本人は、前記『鉄の暴風』のなかで使用したことは、まずかったと問題提起していたのである。にもかかわらず、筆者がそのことを真に理解するに至ったのは、1991年10月21日の「第三次家永教科書裁判」（沖縄戦に関する部分）の「控訴審」で原告家永側証人として東京高裁の法廷において証言を行った以降のことであった。

しかも、筆者が住民の「集団自決」という言葉が「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の用語として位置づけられている、ということを確認できたのも最近のことである。

2 乳幼児までもが「戦闘参加者」扱いになった経緯

「援護法」では、「集団自決」をしたということであれば、高齢者はもとより0歳児を含む乳幼児までも軍人同様な戦闘参加者として認定された。（同時に「靖国神社」に合祀されているが、当の沖縄でもその事実を知っているひとは少ない。⁵）

そこで沖縄戦における一般住民にも「援護法」を適用させるために、どのような解釈が行われてきているのだろうか？つまり、いかなるカラクリで高齢者から0歳児を含む乳幼児が兵士同様の「戦闘参加者」扱いになっているのか、ということを確認を日本政府厚生省（現厚労省）社会・援護局援護課監修の解説書で見ていきたい。

日本の占領軍であるGHQの指示で、軍人恩給法が廃止されたが、それに代わるものと

⁴ 『沖縄タイムス』1985年5月11日土俵をまちがえた人—曾野綾子氏への反論(1)

⁵ 石原昌家「米軍政下沖縄における『靖国神社合祀』問題」沖縄国際大学社会文化研究vol.11.No.1 2008年3月 参照

して1952年4月30日に「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が制定された。⁶

その「法律の目的」については次のように記されている。

第一条 この法律は、軍人軍属等の公務上の負傷者若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする。⁷

「軍人軍属等」であった者が「援護法」の対象であるにも係わらず、沖縄ではなぜ高齢者から乳幼児にいたる一般住民にまで、その対象が拡大されているのか、ということがまず、疑問として発生する。それは旧厚生省援護課監修の「援護法Q & A」では次のように解説されている。(以下の下線部分は、すべて引用者が付けた)。

援護法は、国家補償の精神に基づき、①国と雇用関係（軍人および軍属）または雇用類似の関係（準軍属）にあった者が、②公務上または勤務に関連した傷病により死亡された場合、③死亡者の遺族に、④遺族年金または遺族給与金および弔慰金を、支給しようとする法律です。⁸

「援護法」の適用にあたってきわめて重要なことは、死亡した者が「国との雇用関係」（軍人および軍属）または、「国と雇用類似の関係」（準軍属）が明確に存在していたか否か、ということである。

つまり、「援護法」の適用を受けている高齢者から乳幼児を含む一般住民が、国とはどのような「雇用関係」あるいは、「雇用類似の関係」にあったかということを証明する必要があるじてくるのである。乳幼児が、「軍人・軍属」として「国との雇用関係」を結んでいたということがあり得るはずはないので、ここで「準軍属」として「国と雇用類似の関係」にあったということによって、その適用の道が切り開かれることになった、ということが解る。

その「国と雇用類似の関係」というのは、「壕」などに避難している住民を、日本軍部隊が弾薬運搬・水汲み等に命じ、それに従事している時に被弾等で死亡した場合、その部隊と住民の間に「雇用類似の関係」が成立したとみなすのである。したがって「軍の命令により集団自決した」という場合も、前記同様に部隊と「雇用類似の関係」が成立したということになるのである。

次にその関係が成立した高齢者から乳幼児を含む一般住民が、「準軍属」として取り扱われるのは、いかなる場合かである。「援護法Q & A」では、それを次のように解説している。

⁶ 石原昌家「『援護法』によって捏造された『沖縄戦認識』—『靖国思想』が凝縮した『援護法用語の集団自決』—」（沖縄国際大学社会文化研究vol.10.No.1 2007年3月 参照）

⁷ 厚生省社会・援護局援護課監修『戦傷病者戦没者遺族等援護法 援護法Q & A—仕組みと考え方—』平成12年、新日本法規 269頁（以下「援護法Q & A」と略記）

⁸ 『前掲書』1頁

準軍属とは、国家総動員法に基づく国民徴用令により徴用された者、総動員業務に協力させられた動員学徒・女子挺身隊員、軍の要請に基づいて戦闘に参加した戦闘参加者、建物疎開などに従事させられた国民義勇隊員、防空業務に従事した警防団員・医療従事者などです。⁹

つまり沖縄戦で、高齢者から乳幼児を含む一般住民が「準軍属」として取り扱われることになる決定的に重要なことは、「軍の要請に基づいて戦闘に参加した戦闘参加者」だったか否かということである。

2007年の「第二次教科書検定事件」では、「軍の関与（軍命令）による集団自決」という教科書記述から、政府によって「軍の関与」が削除されたということで大問題になっているので、「援護法」の適用にあたっては「軍の要請に基づいて」というのが、必須要件であることを、とくにここで確認しておきたい。（換言すれば、政府にとっては文科省が教科書検定で「集団自決」の記述から削除した「軍の関与」を元に戻すのも特に問題ではないのである。それについては後に詳述する。）

つぎの問題として、「戦闘参加者」とはどのように規定されているかである。

高齢者から乳幼児までも「戦闘参加者」扱いになるには、どのような具体的事例がその該当者になったかということである。それは日本政府が、沖縄戦をどのように認識しているか、ということを示す結果にもなっている。「援護法Q & A」には、具体的な事例が示されている。

戦闘参加者とは

陸軍または海軍の現地部隊長等の要請に基づいて直接戦闘に参加した一般邦人で、本邦で唯一戦場となった沖縄本島、満州、サイパンなどにその例があります。なお、沖縄のように日本住民が居住する地域に米軍が上陸して、官民が一体となって戦闘が行われた地域においては、日本軍の戦闘を有利に導くため、軍の要請による弾薬・食料の運搬、炊事、避難壕の提供など戦闘を幫助する軍事行動に参加した者も戦闘参加者として処遇されます。これらの者は、法律に基づかないため、実際に軍事行動によって負傷または死亡した者のみが、法上の戦闘参加者の身分を取得します。¹⁰

筆者は1983年6月27日に沖縄タイムス紙上（朝刊、文化欄）で記者のインタビューに「沖縄戦の真実を記録するうえで、いちばんのガンは援護法」だと答えた以後、「援護法」によって沖縄住民の戦争体験が捏造された、沖縄戦は日本政府によって書き換えられた、と述べてきたことが、ここに如実に示されている。

「援護法」の適用にあたって極めて重要な「軍の要請による」という「要請」という言葉

⁹『前掲書』34～35頁

¹⁰『前掲書』48頁

は、要求や要望より「最も低姿勢で願い求めることで、頼むに近い」と、辞書では説明している。しかし、沖縄戦の実態に照らすと、軍の要請による「弾薬・食料の運搬」や「避難壕の提供」というのは、皇軍兵士が「有無をいわさない」「命令」そのものであった。とくに「避難壕の提供」というのは、「避難壕からの追い出し」であったが、それは「軍事行動」として捉え直されていることをとくに念頭において読まないといけない。

また、「日本住民が居住する地域に米軍が上陸して、官民が一体となって戦闘が行われた地域においては、日本軍の戦闘を有利に導くため」というのは、日本政府の沖縄戦認識を決定づける、これまた極めて重要な解説記述である。それは「2007年第二次教科書検定事件」で、沖縄の超党派による11万人余の「検定意見撤回抗議集会」を受けて、日本政府文科省は、教科書の「訂正申請の書き直し指針」を出したが、その本質はまったく変わっていない。その「指針」における沖縄戦の認識についてみてみよう。(下線部分は、引用者が付けた)。

沖縄戦について

沖縄では、軍民一体となった戦時体制下で、住民を巻き込んだ地上戦が行われた。沖縄戦全体において、いかなる事実がどのように起こったかが誠実に探求され、その成果が生徒にきちんと伝わる記述にする必要がある。¹¹

1982年の「第一次教科書検定事件」や2007年の「第二次教科書検定事件」に共通することは、「日本で唯一戦場となった沖縄」では、自国軍隊が自国民を殺害したり、死に追い込んだ(強制集団死)という事実を抹消して、終始一貫して軍官民が一体となって戦闘が行われたのだと、教科書を通して国民一般に植えつけようとしていることである。それは、まさに「援護法」を沖縄に適用していったときの政府の沖縄戦認識を反映している、ということもこの解説文で分かる。

さて、ここで「援護法」という「法律」の適用ゆえに、高齢者から乳幼児に至るまでもが戦闘参加者としての身分をどのように取得したか、ということが重要になる。「援護法Q&A」では、年齢制限という問題も言及している。

準軍属の身分

準軍属の身分は、「満州開拓青年義勇隊員」など各種類別に8号まであるうち、昭和34年1月1日に適用された「戦闘参加者」は、「法令上の根拠なし」に、「業務の内容等」が「戦時下の特殊事情により現地部隊長等からの要請により直接戦闘に参加する等軍事行動に参加した者」とされ、「参考」として、「特に年齢制限はないが地域は限定される沖縄、満州、サイパン、テニアン、フィリピンなどの地域」をあげている。なお、「義勇隊開拓団員」は、昭和56年10月1日に適用されている。¹²

¹¹ 「沖縄タイムス」2007年12月9日(朝刊)2面

¹² 『前掲書』52頁参照

「戦時下の特殊事情」というのは、沖縄戦が非戦闘員である住民を巻き添えにして日米両軍が入り乱れた地上戦闘のなかで住民を戦場動員したという、戦闘員同士の戦争の常識を超えた状況のことである。地域を限定しつつ「年齢制限がない」という解釈が、高齢者から乳幼児までも「戦闘参加者」として認定することになった根拠のようである。

3 「軍の命令」・「積極的戦闘協力」が必須条件である「援護法」の適用

戦闘参加者に該当するほとんどが、沖縄の非戦闘員である一般住民だから、「援護法 Q & A」では具体的に「沖縄の戦闘参加者」という項目まで作成している。

沖縄の戦闘参加者

1、戦闘参加者の要件

- (1) 陸海軍の要請または指示があったこと
- (2) 直接戦闘に参加または軍の戦闘行為を幫助したこと
- (3) 原則、戦時災害による傷病であること

上記三つの要件に該当しない者（空襲による一般の犠牲者等）は、戦闘参加者とは認められません。

2、沖縄の戦闘参加

沖縄においては、昭和20年4月1日のアメリカ軍上陸以後、本邦で唯一の地上戦が行われ、民間人の中には現実の戦闘の場で軍の命令により戦闘に参加する例が多数みられました。具体的には、沖縄本島や慶良間諸島など、アメリカ軍が上陸し地上戦が行われた地域で、具体的な軍の命令により敵との銃撃戦に参加したり、弾薬・食料・患者等の輸送、陣地構築、炊事・水汲み・救護等の雑役などに従事したり、四散した部隊に協力した（壕の提供、道案内等¹³）方々がアメリカ軍の攻撃を受け死亡したり障害の状態になった場合に、戦闘参加者として援護法が適用されます。なお、年少者であっても、保護者が戦闘参加者である場合は、保護者とともに行動することがいわば運命共同体的な関係となることから、戦闘参加者になり得ると解釈されています。¹⁴

この「沖縄の戦闘参加」の項目では、きわめて重要な解説が行われている。これまでは、「戦闘参加者」を規定するのは、「軍の要請」という表現であったが、「現実の戦

¹³ それは1957年7月、厚生省は一般住民を対象とした「沖縄戦の戦闘参加者処理要綱」を決定したので、その「処理」のために住民の沖縄戦体験を20種に類型した「戦闘参加者概況表」にまとめている。

その表には、①義勇隊 ②直接戦闘 ③弾薬・食糧・患者等の輸送 ④陣地構築 ⑤炊事・救護等雑役 ⑥食糧供出 ⑦四散部隊への協力 ⑧壕の提供 ⑨職域（県庁職員報道）関係 ⑩区（村）長としての協力 ⑪海上脱出者の刳舟輸送 ⑫特殊技術者（鍛冶工） ⑬馬糧蒐集 ⑭飛行場破壊 ⑮集団自決 ⑯道案内 ⑰遊撃戦協力 ⑱スパイ嫌疑による斬殺 ⑲漁撈勤務 ⑳勤労奉仕作業、のいずれかのケースに該当すれば、一般住民も兵士同様に「戦闘参加者」として認定されることになったのである。

¹⁴ 「前掲書」109～110頁

闘の場」という状況下では、「軍の命令により戦闘に参加」という表現に変わっていることである。「援護法」の沖縄住民への適用にあたって、「軍の命令」ということが前提条件であることを示す最も重要な文言である。そこで、政府は「援護法」の適用にあたって、「軍の命令により集団自決」、「軍の命令により壕提供」、「軍の命令により弾薬運搬」、「軍の命令により食糧供出」等という「軍事行動」をしたということが、遺族の「申立書」に現認証明も付していかにかに証明されているか、ということに重要視した。

それを裏付ける資料としては琉球政府社会局援護課資料の1960年「戦闘参加者に関する書類」¹⁵を沖縄戦体験の「書き換え」の指導文書としてあげることができる。

昭和34年10月13日

厚生省引揚援護局未帰還調査部第四調査室長

琉球政府社会局援護課長殿

戦闘協力により死亡したものの現認証明について

別紙記載の戦闘協力者に対し、遺族より弔慰金の請求をされましたが、戦闘協力内容が消極的に失すると審査課より返却されましたので、死亡者は、要請（指示）事項のみに終始したのではなく、当時の戦況から判断して現認証明事項欄記載の如きこともあったものと推定されるので、其の旨、審査課に回答した処、死亡の原因が回答のような積極的戦闘協力によるものであれば現認証明書を添付されたいとのことですが、現認証明欄記載の如き事項は、当時何人かが現認していると思われるがそうであったら然るべく御とりはからい願います（下線は引用者による）。

その書類の続きの「現認証明書を要する戦闘協力者氏名」の一覧表では、①「身分」、②「戦協者氏名生年月日」、③「本籍」、④「所属部隊」、⑤「要請又は指示を受けた事項」、⑥「戦闘参加申立書記載の死亡事由」、⑦「現認証明事項（死亡事由）」等を項目にあげている。その一例の内容は、①沖縄県書記、②明治二八、二、八生、③沖縄県、④第三十二軍司令部（引用者注：実際は指示した部隊の意味）、⑤壕生活の指導並に難誘導のため摩文仁村に派遣された、⑥昭和二〇、六、一七午前八時頃摩文仁村摩文仁で難民誘導の任務遂行中砲弾の破片により胸部に受傷戦死、⑦上記の理由で積極的戦闘協力とは認めがたいとの審査課の意見であるが積極的戦闘協力の事実はないか 例えば弾薬運搬又は食糧の輸送の指揮、若しくは陣地構築の指導の如きもの、とある。

ここで注目すべき点は、積極的戦闘協力か消極的戦闘協力かが「援護法」適用認定の基準になっていると同時に政府は「善意」の形で「積極的戦闘協力への書き換え」を指導していると言わざるを得ないという点である。

¹⁵ 沖縄県公文書館所蔵

そこで国立国会図書館調査及び立法考査局発行の『新編 靖国神社問題資料集』（平成十九年三月）によると、「靖国神社合祀事務について 昭和三十九年五月十一日 靖国神社調査部」（285頁）の「三、合祀を保留されてあるものについて。」のなかで「(3)一般者 ホ、沖縄の消極的戦闘協力者 見舞金」という記述があり、「消極的戦闘協力者」には「見舞金」は支給したが、「靖国神社への合祀」は保留していることが判明した。

さらに、1962年1月、「戦闘参加者に関する書類綴」（援護課調査係）¹⁶では、「戦闘参加者の申立書」に対して、厚生省から琉球政府への「要調査事項」として「昭二〇・五・一〇 食糧を求めるため部隊に行ったのは軍命令か申立書の記述ではその点が不明確であるから解明されたい」と、軍命令の有無を重視した文書も実在している。

一般に「援護法」というものすら聞いたことがないといわれている現在、筆者が戦後沖縄社会の特質を「援護法社会」といえるという根拠の一つは、次の数字である。

1957年8月以降、一般住民の「戦闘参加者の申立書」の提出業務が開始されるや、琉球政府の「援護課」は、58年12月までには38,700件を受付して、厚生省に進達している。その後、50,000件を受付した段階で、那覇日本政府南方連絡所¹⁷から61年6月30日で受付業務を締め切るよう通達をうけた。それで援護課としては4ヵ年で52,682件を受付処理したが、保留してあるのが12,241件にのぼった。¹⁸この数字は、当然さらに増えていっている¹⁹ことを勘案するならば、沖縄社会に「援護法」がいかに大きな比重を占めていたかが分かる。

つぎに、現在沖縄戦における住民の集団自決という教科書記述において、「検定意見」によって「軍の命令」という文言が削除されたということで大問題になっていることは既述の通りであるが、その問題への政府の考え方は、すでに「援護法Q & A」に記されているといえる。それは次の解説文に明解に記されているからである。

サイパン島の邦人の自殺

サイパン島において軍人の命令により炊事をしていた婦女子が、アメリカ軍が迫ってきたので崖から身を投げて死亡しました。遺族には援護法は適用されますか？

軍の要請により炊事作業中の者が、砲弾破片等により死亡した場合は、戦闘参加者として死亡した者の遺族に援護法が適用されます。しかし、ご照会の事例は、死亡の原因が自殺であって、軍の要請に基づく炊事作業中戦時災害による死亡ではないため、援護法の適用を受けることはできません。(参考)事例と同じ状況のもとで、軍の命令

¹⁶ 沖縄県公文書館所蔵

¹⁷ 1952年6月、南方連絡事務局設置法によって総理府の付属機関として那覇に設置。その事務の一つに「本邦と南方地域にわたる身分関係事項その他の事実について公の証明に関する文書を作成する」（昭和二十七年六月十七日衆議院会議録第五十五号より）とあり、当初「援護法」事務が主たる業務だった。

¹⁸ 1961年7月14日琉球政府社会局援護課文書「沖縄戦関係戦闘参加者の処理について」

¹⁹ 沖縄県生活福祉部発行『沖縄県の福祉』（八二年版）では、戦闘参加者55,724人（昭和57年三月末における戦闘参加者として認定された者）

により、軍から支給された武器（手榴弾等）により集団で自決したような場合は、戦闘参加者として処遇された例があります。²⁰

この「サイパン島の邦人の自殺」に関する「参考」事例は、「集団自決」の「軍命令の有無」というのは、政府の「援護法」適用の判断基準になっていることを示しており、沖縄の慶良間諸島や読谷村（チビチリガマ）などでの「強制集団死事件」を指していることは間違いなからう。

また、この記述は、後述のとおり閣議決定による政府「答弁書」によっても再確認されている。

1962年の「戦闘参加者に関する書類綴」²¹には、「援護法」の認定が保留になっていた座間味村の明治9年生が昭20年3月28日、「隊長命による自決」という内容で「戦闘参加者」として認定されている。

1966年「援護関係表彰綴」²²には、宮村幸延座間味村総務課長の「功績調書」に、

一九五七年八月、慶良間戦に於ける集団自決補償のため上京す 一九六三年十月 集団自決六歳未満から0才児まで（一四八名）準軍属に決定

と記されている。「援護法」で一般住民を「戦闘参加者」として認定し、「準軍属」扱いするには、6歳以上の者に対して「軍命令」によって「積極的戦闘協力」したものに限定されていた。しかし、この「援護課」資料によれば、例外的に軍の命令を聞き分けられないと判断した6歳未満児でも、「集団自決」であれば63年以降認定したということになる。すなわち6歳未満への「援護法」適用が一般化されるのが1981年以降であるので、その適用は前記脚注に記した「戦闘参加概況表」の⑮集団自決に該当するケースのみであった。

このように「軍命令により集団自決」したものに対して「援護法」の適用を認めているにもかかわらず、政府は「集団自決」という教科書記述から「軍の命令」を削除し、超党派による11万人余の抗議集会を受けても、「軍の命令」による「集団自決」の記述を認めようとしな。じつはその並々ならぬ姿勢にこそ、「集団自決」という言葉がイデオロギーの問題となった本質が内包しているのである。それは、次の鈴木宗男国会議員の質問主意書にたいする政府答弁書に潜んでいる。

²⁰ 「前掲書」109～110頁

²¹ 沖縄県公文書館所蔵

²² 同館所蔵

4 鈴木宗男議員の質問主意書に対する「政府答弁書」の解読

「質問主意書」と「答弁書」

教科書記述における沖縄住民の集団自決に日本軍の命令の有無をめぐって、沖縄の地元各紙が「大キャンペーン」を展開しているさなかの六月二十五日付けで、鈴木宗男国会议員が政府に質問主意書を提出している。それに対して七月三日には政府の「閣議決定」による答弁書が届いている。その文書にはそのとき最も問題になっている「集団自決」にたいする軍命令の有無の政府回答が記されているにも係わらず、世論の注目を集めないのは、ある意味では不可解な現象といっても過言ではない。まずは、その質問主意書と「閣議決定」といわれている「政府答弁書」をみてみよう。

沖縄戦における集団自決をめぐる教科書検定に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。 平成十九年六月二十五日 提出者 鈴木宗男
衆議院議長 河野洋平殿

沖縄戦における集団自決をめぐる教科書検定に関する質問主意書

- 一、第二次世界大戦末期に、沖縄県にて当時の日本軍から沖縄の住民に対して自決の軍命令が下されたか否かについての論争が活発化しているが、沖縄戦において、当時の日本軍から沖縄の住民に対して自決の軍命令が下されたか否かの事実について、政府の認識を明らかにされたい。
- 二、沖縄戦において、当時の日本軍から沖縄の住民に対して自決の軍命令がなされたとの記述が教科書から削除される検定（以下、『教科書検定』という。）が下されたが、『教科書検定』に対する政府の認識如何。
- 三、『教科書検定』に対して、沖縄では県議会で撤回を要求する意見書が可決され、憤りの声を上げる沖縄の住民も多いと思料するが、このことに対する政府の認識如何。

右質問する。

それに対する政府答弁書は以下のとおりである。

衆議院議員鈴木宗男君提出 沖縄戦における集団自決をめぐる教科書検定に関する質問
に対する答弁書

平成十九年七月三日 内閣総理大臣 安倍 晋三

一について

先の大戦において、沖縄は国内最大の地上戦を経験し、多くの方々が、犠牲となり、筆舌に尽くし難い苦難を経験されたことを承知している。お尋ねの沖縄戦において不幸にも

自決された沖縄住民のすべてに対して、自決の軍命令が下されたか否かについて、政府としては現時点においてその詳細は承知していない。

なお、沖縄戦における住民の犠牲者のうち、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の適用上、過去に戦闘参加者と認定されたものについて、その過程で軍命令があったとされた事例がある。

二及び三について

沖縄戦におけるいわゆる集団自決については、種々の議論や意見があることは承知している。しかし、歴史教科書の検定は、国が特定の歴史認識を確定する立場に立って行われるものではなく、学習指導要領や教科用図書検定基準により、教科用図書検定調査審議会の専門的な審議の結果に基づき行われるものであり、御指摘の検定についても、沖縄戦の実態について誤解を生ずるおそれのある表現に関して、適切に検定意見を付したものと認識している。

矛盾する「答弁書」が意味するもの

政府は、答弁書で三つの質問に対して「一について」と「二及び三について」とに分けて回答している。その内容は真っ向から矛盾対立している。「一について」は、まさに軍命令があったことを認める「援護法」に熟知している役人が作成したといえる。作成者は「援護法」の適用を申請しても却下された遺族などや「援護法」を申請したら、日本軍の蛮行を批判することができなくなるからとか、肉親の命をお金に代えられないなどという理由で申請していないひともいるという、「援護法」申請の背景を知っているといえる文面である。それで、「軍命」が沖縄住民のすべてに対して下された否かは知らない、と返答しているのだと推測できる。

そこで「援護法」への適用にあたって、政府が「戦闘参加者」だと認定したものには、「軍命令」があったと明瞭に回答している。それはこれまでの「援護法」の「解説書」でみてきたとおりのことであり、1957年以降、沖縄における「援護法」の適用拡大にあたって日本政府、琉球政府、「沖縄県遺族会」の間で懸命に証明しようとしていた作業を、再確認したことになる。「集団自決に軍命令があったとされた事例がある」というのは、政府自身が「援護法」の適用上必須要件にした文言なので、このような答弁は当然ということである。

じつは、「軍命令により集団自決した」というこれまでの教科書記述というのは、執筆者にとっては不本意であっても、この厚労省（旧厚生省）の沖縄戦認識と同一なのである。したがって、既述のとおり、沖縄県民の出方次第で、政府が教科書記述における集団自決への軍関与を認めるのは、かれらにとってはなんら痛痒を感じない問題ということになる。

さて、問題は政府答弁の「二及び三について」、である。「一について」では、軍命令があったことを認めているにもかかわらず、教科書記述における軍命令削除については「教科用図書検定調査審議会」の結果を是認する回答である。それを根拠にして「集団自決」

から「軍命令」を削除する方針を閣議決定したということになる。

この二つの矛盾する政府回答はいったい何を意味しているのか、それを見極めることこそ、政府の「教科書検定事件」の本質を知るうえで、最も重要なことである。

「軍命令により集団自決した」という「軍事行動」によって戦闘参加者として、「国との雇用類似の関係」があったとされ、「準軍属」の身分を取得した沖縄住民に、「援護法」が適用されて「靖国神社に合祀」されると共に、その遺族の「先順位者」には遺族給与金が支給されてきた。したがって、「軍命令」が無かったということになると、その死亡者の遺族に対してどのような扱いをするのかということと、「戦闘参加者」でない一般住民そのものを祀っている「靖国神社」にとっても「合祀取消」か「合祀削除」の問題に直面することになる。また、遺族にとっても「遺族給与金」や「弔慰金」がどうなるのかという不安が生じる。

しかし、「援護法」の「遺族給与金」受給者の「先順位者」（配偶者）が、高齢化して必然的にその数が減少している状況を勘案すると、文科省との「軍命令の有無」をめぐる矛盾対立は解消していく。なぜなら「援護法」への「申立書」文書は厚労省内に残っていても、「遺族給与金」の支給という現実問題は無くなっていくからである。

そのうえ、厚労省としては「集団自決」に「軍命令が無かった」ということになると、遺族は「援護法」適用を求めた「申立書」の申請はできないので、業務が増えないだけの都合のよい問題となる。²³ さらに政府の「答弁書」は、現在係争中の「大江・岩波沖縄裁判」にも影響を及ぼす可能性がある。裁判官が答弁書の「一について」を重視するならば、「集団自決に軍命令があった」ということで原告が敗訴になり、「二及び三について」を重視すると被告の敗訴になるというのが、この政府答弁書の構図である。もちろん、二者択一でない玉虫色の判決もあろう。

ところで軍部と一体となって軍国教育、皇民化教育を推進してきたのが戦前の文部省であった。そして戦後32年の長きにわたって家永三郎教授が旧文部省を相手に「教科書検定違憲訴訟」をおこしたのは、「軍国主義の復活」につながる「検定意見」にたいする危機意識からであった。2007年7月3日の「政府答弁書」は、安部首相を先頭に政府・国防族が、戦争ができる「美しい国・日本」をめざしている時であった。そこで政府は、「国内最大の地上戦」を体験した沖縄住民が「軍民一体」となり、「殉国死」した「積極的戦闘協力」の象徴として「集団自決」を位置付けてきた（「答弁書」一について）が、今後、「有事法制」を実動させていくうえでは、「軍の命令」がなくても国民が積極的に戦闘協力していく気概を植え付けることに主眼を置いていること（「答弁書」二及び三について）に注目すべきである。

²³ 1981年以降、6歳児未満にも「援護法」の適用を拡大したとたん、沖縄の家庭裁判所では、戦災で焼失したり、軍の命令で焼却した戸籍簿に、戦後戸籍簿再製時に載せていなかった乳幼児の存在確認の訴えが殺到した。裁判の結果、戸籍簿へ再掲されるや「援護法」への申請が行われた。それで「86年までに2100人が『戦闘参加者』として認定されている」（豊島緑「沖縄戦戦没者数と『戦闘参加者』数のナゾ」『オキナワを平和学する』（法律文化社、2005年、151頁）。その時、沖縄県援護課職員は、厚生省担当役人に「戦前の沖縄の人口が戦後どんどん増えていく、と毒突かれた」と筆者に嘆いていた。

「有事法制」と「軍命のない集団自決」

それは1978年以降、別名戦争マニュアルと称されている「有事法制」の強力な制定推進者だった自衛隊統合幕僚会議栗栖弘臣元議長（自衛隊制服組のトップ）が、2000年に念願の「有事法制」制定を目前にして出版した本に示唆されている。その書物の「国を守るといふこと」という項目で次のようなことを記している。

自衛隊は国民の生命、財産を守るものだと誤解している人が多い。…国民の生命、身体、財産を守るのは警官の使命であって、武装集団たる自衛隊の任務ではない。自衛隊は「国の独立と平和を守る」のである。その場合の「国」とは、わが国の歴史、伝統に基づく固有の文化、長い年月の間に醸成された国柄、天皇制を中心とする一体感を享有する民族、家族意識である。決して個々の国民を意味しない。…現代の戦争は国民全部の戦いであって、決して自衛隊のみが「守る」のではない。自衛隊は最前線の最も苛烈な局面を担当するが、国民すべてが強固な抵抗意志を持たなければならない。²⁴

この引用によると、沖縄戦の教訓としてきた「軍隊は住民を守らない」というのは、当たり前のことだということになる。そして沖縄戦は「国体護持（天皇制の存続）」の戦闘であり、そのために多くの住民が犠牲になったというのが、沖縄側の認識であった。じつはそれも当然で、自衛隊（軍隊）は天皇制を中心とする国を守るものであって、個々の国民ではないと断言しているのである。ここで最も注目すべきは、現代の戦争は国民全部の戦いで、国民すべてが強固な抵抗意志を持たねばならないと、「有事法制」下の日本国民への指針ともいべき言葉が、元自衛隊制服組のトップから出されていることである。

「有事法制」制定の立役者だった栗栖弘臣元議長のこの言葉には重みがある。「集団自決」から「軍命令」の削除は、この文脈で捉えたらよく理解できるであろう。

そもそも軍隊というのは、指揮命令系統が強固な組織であり、末端の兵士までの命令は、戦前なら陸海軍の統帥権をもつ天皇を頂点として、すべて命令によって行動してきた。したがって、高齢者から乳幼児にいたる一般住民を兵士同様な「戦闘参加者」としての身分を付与するにあたって、弾薬運搬・壕提供・集団自決等という「軍事行動」を部隊の命令により行ったということは、当然のことということになる。

いっぽう、現代の戦争は、国民全部の戦いで、国民すべてが抵抗意志を持たねばならないというのは、沖縄戦は「軍民一体の戦闘」であったという認識と同じである。そこで、2003年6月、「有事法制」制定後は、「国防族」・「歴史修正主義グループ」が、「軍の命令」はなくても、母親が乳幼児まで殺すほどの戦闘意欲を持って「集団自決」したと、沖縄戦における住民の行動を称賛し始めた。それはまさに「国民すべてが抵抗意志を持たねばならない」という元自衛隊制服組トップの意を酌んだ一大キャンペーンを展開しだしたといえ

²⁴ 栗栖弘臣『日本国防軍を創設せよ』（小学館文庫、2000年、78～79頁）

よう。筆者は「国防族」・「歴史修正主義グループ」が、軍事化日本の推進のために、「集団自決」をキーワードにして沖縄戦の「再定義」化を図っている、とこれまで述べてきた。かれらとしては、いまやその仕上げの段階に来たということである。

おわりに ― 靖国思想が凝縮した集団自決という言葉

家永三郎教授が、1983年の教科書改定検定において国に「集団自決」を書くようにと、事実上の命令を受け、84年に国を相手に訴訟を起こした時点で、われわれは政府のいう住民の集団自決とは「戦闘員の煩累を断つため崇高な犠牲的精神により自らの生命を断つ者」²⁵ということを確認して、それが「援護法」を適用する過程で「軍民一体」を意味する言葉であることを知るべきであった。さらに、「集団自決」という言葉には、日本政府、日本軍が沖縄住民への戦争責任を免責にする「隠れ蓑」にもなっていると共に、それによって「靖国神社」に合祀されているので、「靖国思想」まで凝縮されている言葉である、ということも見抜くべきであった。しかしながら、1970年前後から沖縄戦体験の聴き取り調査が開始されても、日本政府のいう「集団自決」の意味を理解できなかった沖縄戦認識の弱点が、沖縄でも払拭されずに今日に至っている。

そこに付け入って、「歴史修正主義グループ」が、ノーベル賞作家の大江健三郎と権威ある「岩波書店」を相手に、「集団自決に軍命令は無かった」という裁判を起こしたのが、2005年8月のことであった。筆者は、沖縄を相手にせずに全国的な権威者を被告にした時点で、かれらの目的は十分に達成したと思っているであろうと確信をもって、その見解を披瀝してきた。それは「集団自決に軍命令は無かった」という訴えに、被告や支援者は「集団自決に軍命令はあった」と言わざるを得ないからである。かれらとしては自国軍隊による自国民の殺害、死に追い込んだ沖縄戦のイメージを一掃して、沖縄戦＝集団自決（殉国死・尊厳死）というイメージを全国的に定着させれば、初期の目的は達成したことになるのである。それに連動して「軍命令」を教科書記述から削除するであろうことも、2007年教科書検定事件発生3か月前に新聞で予告していた。²⁶ その後の経過は、かれらの思惑通りに全国的にマスコミ、教科書執筆者、研究者も沖縄戦を説明するときに「集団自決」という言葉を常用している。政府・国防族や「歴史修正主義グループ」のいう「集団自決」と沖縄戦の本質を表す日本軍の命令・強制による集団死を短縮した「強制集団死」・「集団死」とは、まったく相反する意味を持っている。それにも係わらず、「集団自決」と「強制集団死」を同義語的に使用している状況こそ、沖縄戦認識の弱点なのである。いまや「国防族」らは盛んに慶良間をはじめ現地沖縄入りして講演会なども開催すると共に、「中国脅威論」「北朝鮮脅威論」でもって「国民保護計画策定」を促進させ、防災訓練の名のもとに

²⁵ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 沖縄方面陸軍作戦』（朝雲新聞社、1968年）

²⁶ 「問われる沖縄戦認識」(6)「琉球新報」2006年12月21日（朝刊12面文化欄）

「軍民一体」の行動を着々と進めている。次の言葉はかれらの成功宣言ともいえよう。

集団自決死は痛ましい史実に相違ないが「尊厳死」の一種ととらえ、それなりの敬意を払うことにして、不毛の争論はそろそろ打ち止めにしたいものである。²⁷

1983年の「家永沖繩戦教科書検定事件」から25年経った今日、前記の「政府答弁書」が、「軍の命令」がなくても、「殉国死」するほどの「軍民一体」「戦意昂揚」意識を、全国民に植えつける方針だと宣言していると、読み解くことができるか否かがいま問われている。

今後予定されている沖縄での「靖国神社合祀取消訴訟」は、捏造された沖縄戦の歴史を具体的行動で正していくと共に、「有事法制下の日本」で沖縄戦の真実をふまえた行動の指針を与えてくれるであろう。²⁸ (2008. 2. 5)。

²⁷ 秦郁彦「沖縄戦集団自決と大江健三郎裁判」『諸君！』（文芸春秋、2008年2月号、82頁）

²⁸ 石原昌家「米軍政下沖縄の『靖国神社合祀問題（上）』」（沖縄国際大学社会文化研究Vol.11.No.1 2008年3月 参照）